



2026年5月15日

各 位

上場会社名 C K D株式会社  
代表者 代表取締役社長 奥岡 克仁  
(コード番号 6407 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先責任者 総務部長 山田 純市  
(TEL 0568-74-1111)

### 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月26日開催予定の当社第106期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

- (1) 当社は、本年3月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役へ委任可能とすることで、経営の意思決定の迅速化を実現し、さらなる企業価値の向上に取り組むため、本年6月開催予定の当社第106期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第28条第2項の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)

<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株式及び第 3 章 株主総会 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社に 10 名以内の取締役を置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株式及び第 3 章 株主総会 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社に 10 名以内の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>を置く。</p> <p>② <u>当社に 4 名以内の監査等委員である取締役を置く。</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始</u></p>
--	---

<p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>② 代表取締役は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p><u>(相談役)</u> 第 24 条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第 25 条 (条文省略) ② 前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日から 3 日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集) 第 24 条 (現行どおり) ② 前項の招集通知は、各取締役に対し、会日から 3 日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 25 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
--	---

第 26 条～第 27 条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第 28 条 (条文省略)

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 29 条 当社に 4 名以内の監査役を置く。

② 補欠監査役選任決議の効力は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(選任の方法)

第 30 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会の招集)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から 3 日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することがで

第 26 条～第 27 条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第 28 条 (現行どおり)

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

きる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 計 算

第 37 条～第 40 条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(削 除)

(削 除)

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日から 3 日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 32 条～第 35 条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 106 期定時株主総会終結前の行為に

	<u>関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 6 月 26 日（金）（予定）

定款変更の効力発生日 2026 年 6 月 26 日（金）（予定）

以 上